

佐賀県規則第 22 号

地方税法第396条の規定による知事が指定する職員に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第396条第 1 項の県の職員で知事が指定する者及び同条第 3 項の身分を証明する証票の様式に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事が指定する職員)

第 2 条 法第396条第 1 項の県の職員で知事が指定する者は、次に掲げる職員とする。

- (1) 経営支援本部市町村課に勤務する職員
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員で知事が必要と認めるもの

(身分を証明する証票)

第 3 条 法第396条第 3 項の身分を証明する証票は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式（第3条関係）

（表）

第 号	
固定資産調査職員証票	
写真	所属 職名 氏名
<p>上記の者は、地方税法第396条第1項に規定する知事が指定する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 印</p>	

（裏）

地方税法（抜粋）
<p>（道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）</p> <p>第396条 第389条第1項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第401条第4号の助言又は第419条第1項の勧告のために必要がある場合においては道府県の職員で道府県知事が指定する者（略）は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第1号若しくは第2号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。</p> <p>(1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者</p> <p>(2) 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者</p> <p>2 前項第1号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第2号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 道府県指定職員又は総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第1項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。</p> <p>5 略</p>

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。